

No.	質問	回答
1	電力調達仕様書（高圧）2 調達仕様（8）その他に以下の記載がございます。 「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。」 弊社では燃料費調整による料金単価の変動といった仕組みを取り入れておりません。 燃料費調整を行わないことで燃料市況の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定することにより予算管理にも貢献できるかと思えます。 弊社のように燃料費調整がない事業者が落札した場合には燃料費調整を行わないということを認めていただけますでしょうか。燃料費調整が必須の場合は入札に参加することができませんので事前にご確認させていただきますと幸いです。	本件における燃料費調整につきましては、契約書案の第11条第2項に掲げる料金を合算した金額を算定、請求することになっております。そのため、燃料費調整を行うことが必要です。
2	当社は紙の請求書(明細)をもって検針票に代えさせて頂きますが、よろしいでしょうか。（Webにて同様の請求書、使用量等をご確認いただけます）	紙の請求書（明細）をもって検針票に代える対応で問題ございません。なお、請求書については、札幌市が定める要件（以下リンク参照）が全て満たされている必要があります。 【札幌市HPリンク：請求書の要件】 https://www.city.sapporo.jp/kaikei/shiharai/seikyusyonoyouken.html
3	地域の旧一般電気事業者が価格改定をした場合、当社も値引き%は変えずにスライドで価格改定をお願いさせていただきますが、その際契約単価見直しの協議にご対応いただけますか。	契約書約款（案）第12条には、「需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。」と定めており、この条項に該当する場合は、協議に対応することがあります。
4	燃料費等調整について、近年電力会社によっては燃料費調整額の算定が異なっており、契約単価にも大きく影響があるため、入札条件が公平ではなくなっているかと存じます。そのため、当該地域の旧一般電気事業者の定める燃料費等調整額を上回らない(又は同額)こととしたうえで、受注者の電気需給約款等に定める燃料費等調整により算定するもので宜しいでしょうか。	契約書（案）単価一覧、注3のとおり「電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。」としております。
5	工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは当社で負担することができませんが、ご了承いただけますか。	新設備設置・工事等を着工する予定はありません。
6	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか・契約電力をご教示ください。	予備送電はありません。